

「福岡市公共工事安全推進計画」に基づく 令和6年度の取組み方針

—福岡市公共工事安全推進委員会—

1. 目 標

■ 死亡等重大事故ゼロ

死亡等重大事故ゼロの達成を目指す

■ 必然的事故ゼロ

基本的な安全対策を講じずに起きるべくして起きる事故をなくす

2. 重点項目及び具体的な対策

挟まれ・巻き込まれ事故の防止

- 【施工前】 危険予知・事故回避につながるよう建設機械等に注意喚起の掲示を行う。
- 【施工中】 機械と人力の併用作業時は、監視人を配置して適切に指示する。
掘削機械やクレーン等の旋回範囲内は立入禁止とし、注意喚起の掲示を行う。

墜落・転落事故の防止

- 【施工前】 足場の設置は、手すり・すき間板・幅木等の墜落防止処置を計画する。
- 【施工中】 高所作業時の墜落制止用器具使用を徹底する。
脚立の使用は、不安定な箇所の設置を避け、手に荷物を持たず昇降する。

第三者人身事故の防止

- 【施工前】 施工箇所に第三者が立ち入らないような措置を計画する。
- 【施工中】 施工箇所をカラーコーン等で囲い、第三者の立入りを防止する。
注意看板等を設置する。

埋設物等損傷事故の防止

- 【施工前】 地下埋設物について、事前に図面の確認や現場調査及び埋設位置の明示を十分に行う。
- 【施工中】 図面と現場の相違や現地マーキングの誤差を念頭に入れ作業にあたる。
建設機械の慎重な操作、地下埋設物周辺の人力施工を徹底する。

3. 取組み内容

- 令和6年度は、福岡市公共工事安全推進計画に基づき、以下の4項目を重点項目として、取組みを行う。

「挟まれ・巻き込まれ事故の防止」、「墜落・転落事故の防止」、「第三者人身事故の防止」、「埋設物等損傷事故の防止」

(1) 安全意識・安全対策知識の向上について

令和6年度の重点項目を踏まえた研修の実施等

① 研修等の実施

<1. 安全研修>

事故を防止する上で安全教育は極めて重要であることから、本市職員に対する安全教育を充実し、安全管理に関する知識の向上を図る。

公共工事安全推進委員会において、事故情報の分析結果、収集した事故事例、事故が発生する恐れがあったヒヤリハット事例、工事の特性に応じた具体的な事故防止対策の事例などを基にした安全研修を実施する。

各課において、施工中の現場における安全研修や安全推進実施計画書、実施報告書作成時に課内研修を実施する。

- ・ 福岡市公共工事安全推進委員会による職員を対象とした安全研修の実施（年1回）
- ・ 工事担当部署による職員を対象とした安全研修の実施（随時）
- ・ 安全推進実施計画書、実施報告書作成時に課内研修実施（年度始め、年度末に各1回）

<2. 安全講習会>

労働基準監督署等と連携して、本市職員・施工者等に対して、安全講習会を実施し、労働災害を防止する知識を習得するとともに、安全意識の向上を図る。

- ・ 福岡市公共工事安全推進委員会による労働基準監督署等と連携した安全講習会の実施（6月：2日間）

② 労働安全強化月間

労働安全強化月間を設定し、発注者である本市と施工者が一体となり、労働災害防止の活動を実施することで安全意識の向上を図る。

- ・ 労働安全強化月間を11月に設定し、安全対策を強化（ポスター、安全標語の作成）

③ 安全訓練等の実施の強化

事故を防止する上で、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、施工者にて実施される安全訓練・災害防止協議会等に、監督員が参加することで、安全訓練等の実施を強化し、官民一体となった安全意識の向上を図る。

- ・ 施工者が実施する安全訓練等への監督員の参加
原則月1回、1現場以上参加し、報告書を作成
※施工者と日程調整のうえ、工事担当部署の現場の中から抽出
- ・ 施工者に対し埋設物事故事例の発生原因や再発防止策について周知
※工事着手前1回及び工事着手後1回以上

(2) 工事現場の安全点検等について

令和6年度の重点項目を踏まえたチェックリスト等による安全点検等の実施

① 監督員による安全点検

監督員は、工事現場に行ったときは、作業状況を把握するとともに、随時安全点検を実施し、現場の不安全状態や不安全行動があれば、施工者に対して改善を指示し、是正する。

- ・ 監督員による安全点検の実施（随時）・・・プロセスチェック参照

② 安全パトロールの実施

<1. 部長安全パトロール>

工事担当部署による部長安全パトロールを実施し、現場における危険箇所、安全対策などについて、点検・指導する。

- ・ 工事担当部署による部長安全パトロールの実施（年1回）

<2. 安全パトロール>

工事担当部署により、工事の稼働率が高い時期、大型連休前や年末等に、原則年4回安全パトロールを実施し、現場における危険箇所、安全対策などについて、点検・指導する。

- ・ 工事担当部署による安全パトロールの実施（年4回）

<3. 合同安全パトロール>

労働基準監督署や建設業協会等との合同パトロールを実施し、現場における危険箇所、安全対策などについて点検するとともに、労働基準監督署・建設業協会等の視点から見た現場の安全対策、指導などについて習得していく。

- ・ 福岡市公共工事安全推進委員会による労働基準監督署合同安全パトロールの実施（年2回）
- ・ 建設業協会等との安全合同パトロールの実施

(3) 事故の再発防止について

令和5年度に発生した事故の再発防止対策の実施

① 再発防止対策ワーキンググループ

前年度に最も多く発生している事故区分について、その事故が発生した工事担当部署の監督員をメンバーとし、事故の原因、工事現場への指導内容や再発防止対策について意見交換を行い、その結果を幹事会へ報告する。

② 再発防止対策の実施

工事の再開にあたっては、事故原因を明らかにした上で、事故の再発防止対策を検討・実施する。また、他工事と同様の事故が再発しないよう、再発防止対策を周知し、事故防止を推進するとともに、安全パトロールの重点チェック項目に反映するなど、事故防止につなげていく。

- ・ 公共工事安全推進員による事故現場の状況確認、安全指導（随時）
- ・ 工事再開後の改善内容の継続
- ・ 公共工事安全推進員による事故原因の確認（随時）

③ 事故情報、再発防止策の蓄積・活用

発生した事故について、蓄積した情報をデータベース化し、情報を共有するとともに、事故の傾向や原因などについて分析を行い、事故防止に有効な対策の検討に活用する。

- ・ 事故情報、再発防止策を全庁OA・ホームページに掲載（毎月）
- ・ 事故情報等を掲載したメールマガジンの配信（適宜）
- ・ 公共事業に関する中小企業支援推進会議等での事故発生状況報告（随時）

（４）安全推進実施計画の取組みについて

工事担当部署は、昨年度に発生した事故内容などを踏まえた課内研修を行い、公共工事の安全推進に関する年間スケジュールを参考に安全推進実施計画を策定する。

また、安全推進実施報告書の作成の際も、発生した事故内容などを踏まえて課内研修を実施し、安全推進実施計画の評価及び改善について振り返りを行う。

なお、安全推進実施計画書を年度当初に、安全推進実施報告書を年度末に事務局（財政局技術監理課）に提出する。

公共工事の安全推進に関する年間スケジュール 令和6年度

区分	令和6年度												令和7年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
安全推進委員会	◆委員会 「年間の方針を策定」	■再発防止対策WG ■安全研修	■安全講習会	●合同安全パトロール 全国安全週間			●合同安全パトロール 全国労働衛生週間	労働安全強化月間				◇幹事会 「前年度取組の総括」	◆委員会 「年間の方針を策定」	
工事担当部署	●安全推進実施計画書の作成・提出 「安全推進実施計画に係る研修」	●安全パトロール ※			●安全パトロール ※		●部長安全パトロール ※	●安全パトロール ※			●安全パトロール ※	●安全パトロール ※	●安全パトロール ※	●安全パトロール ※
※ 部長安全パトロール(年1回)、安全パトロール(原則年4回)の時期は、現場の状況に応じて、適宜、工事担当課で計画してください。														

（参考）取組み事例

- ・ 独自に安全推進実施計画により重点項目を設定（2項目）
- ・ 各課定期パトロール（1回/月）
- ・ 安全巡視員及び安全推進委員による安全パトロールの実施（60回/年）
- ・ 安全管理研修の実施（1回/年）